

涌谷町道路占用料金表

占用物件		単位	占用料(円)	
道路法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	一本につき1年	380	
	第2種電柱		580	
	第3種電柱		780	
	第1種電話柱		340	
	第2種電話柱		540	
	第3種電話柱		740	
	その他柱類		34	
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1mにつき1年	3	
	地下に設ける電線その他の線類		2	
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	330	
	地下に設ける変圧器	占用面積1㎡につき1年	200	
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	680	
	郵便差出箱及び信書便差出箱		280	
	広告塔	表示面積1㎡につき1年	670	
	その他のもの	占用面積1㎡につき1年	680	
道路法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07m未満のもの	長さ1mにつき1年	14	
	外径が0.07m以上0.1m未満のもの		20	
	外径が0.1m以上0.15m未満のもの		30	
	外径が0.15m以上0.2m未満のもの		41	
	外径が0.2m以上0.3m未満のもの		61	
	外径が0.3m以上0.4m未満のもの		81	
	外径が0.4m以上0.7m未満のもの		140	
	外径が0.7m以上1m未満のもの		200	
外径が1m以上のもの	410			
道路法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設			680	
道路法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	占用面積1㎡につき1年	Aに0.005を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.008を乗じて得た額
		階数が3以上のもの		Aに0.01を乗じて得た額
	上空に設ける通路	330		
	地下に設ける通路	200		
その他のもの	680			
道路法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日等の際し、一時的に設けるもの	占用面積1㎡につき1日	7	
	その他のもの	占用面積1㎡につき1月	67	
道路法施行令第7条第1号に掲げる物件	看板(アチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積1㎡につき1月	67
		その他のもの	表示面積1㎡につき1年	670
	標識		1本につき1年	540
	旗ざお	祭礼、縁日等の際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	7
		その他のもの	1本につき1月	67
	幕(道路法施行令第7条第2号に掲げる工施用施設であるものを除く。)	祭礼、縁日等の際し、一時的に設けるもの	その面積1㎡につき1日	7
		その他のもの	その面積1㎡につき1月	67
アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	670	
	その他のもの		330	
道路法施行令第7条第2号に掲げる工作物		占用面積1㎡につき1年	680	
道路法施行令第7条第3号に掲げる施設			Aに0.033を乗じて得た額	
道路法施行令第7条第4号に掲げる工施用施設及び同条第5号に掲げる工施用材料		占用面積1㎡につき1月	67	
道路法施行令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設			68	
道路法施行令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下(当該路面下の地下を除く。)に設けるもの	占用面積1㎡につき1年	Aに0.023を乗じて得た額	
	上空に設ける通路		Aに0.023を乗じて得た額	

占用物件		単位	占用料(円)	
道路法施行令第7条第8号に掲げる施設	地下（トンネルの上の地下を除く。）に設けるもの	階数が1のもの	Aに0.005を乗じて得た額	
		階数が2のもの	Aに0.008を乗じて得た額	
		階数が3以上のもの	Aに0.01を乗じて得た額	
	その他のもの		Aに0.033を乗じて得た額	
道路法施行令第7条第9号に掲げる施設	建築物	占有面積1㎡につき1年	Aに0.023を乗じて得た額	
	その他のもの		Aに0.016を乗じて得た額	
道路法施行令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物		Aに0.023を乗じて得た額	
	その他のもの		Aに0.016を乗じて得た額	
道路法施行令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		Aに0.023を乗じて得た額	
	上空に設けるもの		Aに0.023を乗じて得た額	
	その他のもの		Aに0.033を乗じて得た額	
道路法施行令第7条第12号に掲げる器具				Aに0.033を乗じて得た額
道路法施行令第7条第13号に掲げる施設	トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの		Aに0.023を乗じて得た額	
	上空に設けるもの		Aに0.023を乗じて得た額	
	その他のもの		Aに0.033を乗じて得た額	

備考

1. 第1種電柱とは電柱(当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。)を支持するものを、第2種電柱とは電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
2. 第1種電話柱とは電話柱(電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。)を支持するものを、第2種電話柱とは電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
3. 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。
4. 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいうものとする。
5. Aは、近傍類似の土地(道路法施行令第7条第9号に掲げる休憩所、給油所又は自動車修理所について近傍に類似の土地が存しない場合には、立地条件、収益性等土地価格形成上の諸要素が類似した土地)の時価を表すものとする。
6. 表示面積、占有面積若しくは占有物件の面積若しくは長さが1平方メートル若しくは1メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに1平方メートル若しくは1メートル未満の端数があるときは、1平方メートル又は1メートルとして計算するものとする。
7. 占用料の額が年額で定められている占有物件に係る占有の期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは月割をもって計算し、なお、1月未満の端数があるときは1月として計算し、占用料の額が月額で定められている占有物件に係る占有の期間が1月未満であるとき、又はその期間に1月未満の端数があるときは1月として計算するものとする。
8. 占有の期間が1月未満であるときは、それぞれ次に掲げる額を占用料の欄に掲げる単位当たりの額(以下「単価」という。)として計算するものとする。
 - ア. 単価が1年当たりの定額で定められている場合 単価を12で除して得た額に1.1を乗じて得た額に次に掲げる端数の処理を行って算定した額(以下「算定額」という。)に12を乗じて得た額(算定額が単価を12で除して得た額に満たない場合は、当該単価)

(1) 当該単価が10円未満の場合において、当該額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる処理

- (2) 当該額が10円以上100円未満の場合において、当該額に5円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、当該額に5円以上10円未満の端数があるときはその端数金額を5円とする処理
- (3) 当該額が100円以上の場合において、当該額に50円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、当該額に50円以上100円未満の端数があるときはその端数金額を50円とする処理
- イ. 単価がAに率を乗じて得た額と定められている場合 Aに当該率に1.1を乗じて得た率を乗じて得た額
- ウ. 単価が1月当たりの定額で定められている場合 単価に1.1を乗じて得た額に次に掲げる端数の処理を行って算定した額(その額が単価に満たない場合は、当該単価)
 - (1) 当該額が100円未満の場合において、当該額に5円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、当該額に5円以上10円未満の端数があるときはその端数金額を5円とする処理
 - (2) 当該額が100円以上1,000円未満の場合において、当該額に50円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、当該額に50円以上100円未満の端数があるときはその端数金額を50円とする処理
 - (3) 当該額が1,000円以上の場合において、当該額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる処理